

長久手市みどりの推進計画の改定について(議題)

1 みどりの推進計画とは？

長久手市みどりの条例第3条に基づき策定される、緑化の推進に関する総合的な計画であり、みどりの育成及び適切な保全を図ります。現計画は、平成23年度に改定され（平成29年度に時点修正）、平成30年度までが目標年次です。今回は令和10年度までを計画期間とします。

2 改定時期について

上位計画である第6次長久手市総合計画（ながくて未来図）や長久手市緑の基本計画の改定を受け、今年度本計画を改定することとします。

3 改定の主な背景

- ・都市緑地法及び都市公園法等の関連法令の改正
- ・第6次長久手市総合計画（ながくて未来図）、長久手市緑の基本計画等の上位計画の改定
- ・市の社会情勢の変化（人口増加、市街化の進展、ジブリパークの開園（予定）等）
- ・国際目標である持続可能な開発目標（SDGs）

4 改定までの流れ

第1回みどりの推進会議でご意見を頂き、その後3月上旬に予定している第2回みどりの推進会議で再度説明させていただき、今年度末の改定を目指しております。

令和2年度	11月	12月	1月	2月	3月
みどりの推進計画改定	改定案作成		意見を踏まえた修正		
みどりの推進会議		第1回みどりの推進会 ★ (12/15)		第2回みどりの推進会 ★ (3月上旬予定)	みどりの推進計画の改定

(案)

第4次長久手市みどりの推進計画

第1節 計画策定の基本方針

1 計画の趣旨

長久手市は、西部の市街地、東部の田園・丘陵地、東西に流れる香流川という特徴的な骨格構造を有しています。

西部の市街地については、土地区画整理事業によって創出された緑が市民の生活に潤いを与えており、東部の田園・丘陵地については、山林、農地、河川、ため池及び湿地などの優れた自然環境が多く残っており、多様な生物が生息しております。香流川の遊歩道や並木を気に入っている市民も多く、貴重な財産の1つと言えます。

また、本市の市境は東部丘陵の山並み（スカイライン）等で囲われているため、市内からの眺望はほぼ長久手市の風景という特徴も有しています。

しかしながら、都市化の進展という大きな流れの中で、これまでに市街地を始めとして多くのみどりが失われてきました。今後も宅地開発等により、さらにみどりが減少することが予想される中で、東部丘陵の山並み（スカイライン）の保全や都市的利用と自然環境の共存を図ることが重要となってきました。

その一方で、人々の価値観が多様化し、みどりや水辺など自然への関心の高まりとともに、自由時間の増大に伴って、多様なレクリエーションの場としてみどりが重要となってきました。

本計画の上位計画の1つである長久手市緑の基本計画（以下、「基本計画」という。）については、市街化の進展や人口の増加に伴う本市の状況変化、都市緑地法・都市公園法などの関連法令の改正、国際目標である持続可能な開発目標（SDGs）等の社会情勢の変化を捉え、令和2年3月に改定を行いました。

長久手すみどりの推進計画は、長久手すみどりの条例の目的を達成するため、第6次長久手市総合計画（ながくて未来図）、基本計画、長久手市都市計画マスタープラン及び長久手市里山プラン等の関連計画との整合を図りつつ、市街地の緑を創出・育成し、作物を生産し季節の移ろいを伝えてくれる農地、身近な自然を提供し多様な生物が生息する丘陵地の豊かな緑の保全を図るための、緑化の推進に関する計画です。

※ 本計画での「みどり」とは長久手すみどりの条例で定義する「みどり」及び基本計画で定義する「緑地」を指すものとします。

2 計画の性格

この計画は、本市のみどりの育成及び適切な保全を図るため、緑化の推進に関する総合的な計画としての性格を持っています。

- ・長久手すみどりの条例（平成8年4月1日条例第10号）に基づき、みどりあふれる潤いとやすらぎのあるまちづくりを実現するため、みどりの推進を図る計画です。
- ・市が行う緑化施策を総合化して体系化を図り、効率的な事業の実施を推進する計画です。
- ・「みどりの推進・みどりの保全・みどりの啓蒙」について、市が目指す方向と目標を示すことにより、行政・市民及び事業者の積極的な参加と協力を求める計画です。

3 計画の対象地域

この計画の対象地域は本市全域とします。

4 計画の期間

この計画は概ね2030年度を見据えて策定することとします。

ただし、計画の確実性を期する意味で、個々の施策の内容に変更が生じた場合については、この計画を見直します。

5 実施計画の策定

基本計画の進捗管理として策定した施策評価シートと本計画の実施計画が同じ意味合いを持つので、これを活用した進捗管理を行い点検・評価を実施します。本計画の中間年次である2024年度には、みどりの推進会議にて進捗状況の報告を行い、後期の事業実施に向けて事業の精査を行います。

6 みどりの役割

みどりには、生物多様性の保全や地球温暖化の防止等の環境保全機能、市街地の背景等の景観形成機能、多様化する余暇活動や自然とのふれあい等のレクリエーション機能あるいは災害防止や避難地等の防災機能をはじめとする多面的な役割はもとより、人々に潤いとやすらぎを与えるといった重要な機能があります。さらに、近年都市緑地法・都市公園法などの関連法令の改正が行われており、利用者のニーズをふまえた機能拡充や民間の力を借りた新たな管理の方向性などが示されています。

自然環境を守る、人の役に立つ、市民生活を守る、地域を良くするなど、様々なみどりの役割を十分にふまえた上で、必要とされる緑の保全・活用を推進していく必要があります。

7 SDGs

「SDGs（エスディーズ）」とは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称であり、2015（平成27）年国連サミットで採択された2016（平成28）年から2030（令和12）年までの国際目標です。

我が国においては、8つの優先課題と具体的施策が定められ、各地方自治体の積極的な推進が求められており、本市においては第6次長久手市総合計画（ながくて未来図）で「地球にやさしい持続可能な社会の構築」として取組の方向性が示されております。

本計画で生物多様性の保全、環境配慮型まちづくりの促進及びみどりの育成・保全等に取り組むことで、17の国際目標のうち「⑦エネルギー」をはじめ、「⑪都市」、「⑬気候変動」及び「⑮陸上資源」など多くの国際目標の達成に寄与します。

【SDGsの17の国際目標】



第2節 みどりの現況と課題

1 みどりの現況

本市の面積は約 21.55 km²で、みどりについては東部丘陵地域及び岩作御嶽山を中心とした地域において、まだ多くの緑地が残されています。しかし、本市の西部を中心とした地域においては、土地区画整理事業が行われ、東部においては、大規模な土取り・埋立て行為や宅地開発が行われ、貴重な自然が失われてきました。

一方、本市行政では都市公園が整備され、地区公園 1 ヶ所・近隣公園 5 ヶ所・特殊公園 1 ヶ所・街区公園 4 ヶ所の合計 48 公園を開設しています。また、せせらぎの径などの緑道については 3 緑道、香流川緑地などの都市緑地については 4 緑地を開設しています。長久手市美しいまちづくり条例により緑地を担保させるなど都市内緑地の推進に努めています。また、現在施行中の公園西駅周辺土地区画整理事業及び長久手中央土地区画整理事業で創出される公園・緑地の面積については、法令基準を大幅に上回る事業計画となっております。特に公園西駅周辺土地区画整理事業においては、市のリーディング事業であると共に、環境配慮型まちづくりを推奨していることから、公園西駅周辺地区先導住宅街区において、地区計画等の区域による緑化率の最低限度 20% を設けると共に緑地協定を締結しました。個人や事業者の所有・使用している土地についても、生垣設置、あいち森と緑づくり事業、屋上・壁面緑化事業等の補助制度の実施及び緑化木配布事業等が制度化されており、一定の利用がされています。

2 みどりの課題

本市の東部丘陵地は、愛・地球博記念公園をはじめとして、大学等や県農業総合試験場などの公共施設があります。さらに、岩作御嶽山を中心とした地域には、森林や農地が多く残されていることから、比較的的自然環境に恵まれた魅力ある地域づくりを展開していくことが可能な地域といえます。

長久手市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例（以下、「土取り条例」という。）については、土取り・埋立て行為に対して、行為後の緑地回復及び開発行為内の土壌調査・水質検査等を義務づけています。違法な開発を未然に阻止するため、市のパトロール体制を強化すると共に、積極的に情報収集を行い、地域住民と一体となり違法な開発の根絶を目指します。また、土取り条例の制定から約 10 年が経過し、現状の開発行為と土取り条例の規制内容に違いが生じてきたため、適切な土取り条例の運用を行う必要があります。

また、2015 年度に策定した長久手市里山プランについては、長久手市の里山の将来構想を示すと共に、試行エリアとして位置づけられている平成こども塾周辺の木望の森において、森林所有者、地域住民及び市が一体となった里山の利活用を目指して、市民活動団体に里山整備の作業を委託しております。今後も当該エリアを中心に事業を展開していき、長久手市里山プランのアクションプラン（実行計画）として、2018 年度に策定した長久手市里山基本計画に基づく市民協働プロジェクトの活性化等に取り組む必要があります。

近年、CO₂ の増加に伴う地球温暖化の影響から猛暑日が増え、快適な市民生活が脅かされつつあります。樹木については、CO₂ を吸収（固定）する役割もあるので、CO₂ 削減対策としても積極的に緑化の推進や保全を進めていく必要があります。

本市の人口は、本計画の計画期間を超える 2035 年まで増加すると推計されており、宅地の拡大が見込まれている中で、公園整備や道路緑化は期待されますが、今後も周辺の自然との調和を図りつつ、人口増加を踏まえた緑あふれる潤いのあるまちづくりに取り組む必要があります。

本市は、西部の市街地、東部の丘陵地、東西に流れる香流川という特徴的な骨格構造を有しており、香流川については、その位置や全長から「緑の軸」となることが期待され、水質保全、近自然

工法による護岸改修及び親水化などとともに、散策路やサイクリングロードの整備、周辺緑地とのネットワークの形成及び河川敷への植樹など様々な整備を進めることが必要となっており、基本的な骨格構造の形成が課題となります。

第3節 みどりの推進目標と施策の基本方針

1 みどりの推進目標

本市の自然環境の保全・活用と緑の創出は、主として西部市街地の緑化推進と、東部田園・丘陵地の緑の保全が基本となり、目標年次に向けて達成すべき基本目標を次のとおり設定します。この目標は長久手市自ら達成すべき行政目標であるとともに、市民が主体となった緑のまちづくりを目指しているため、これらを支える仕組みづくりも充実させ、「市民、NPO、企業等」と「行政」が一体となり緑化事業を推進します。その基本目標として、次の目標を設定し事業を推進します。

- ・ 公共施設・民間施設の緑化の充実・拡大、宅地の緑化促進などを進めます。
- ・ 都市公園の整備拡充を図り、基本計画の目標水準である都市計画区域内人口1人当たり都市公園面積36.1㎡の早期達成を目指します。※愛・地球博記念公園（モリコロパーク）を含む
- ・ 基本計画に基づき「緑の軸」、「緑の拠点」の整備を推進し、緑のネットワークの形成を図ります。
※緑の軸：香流川軸及びグリーンロード軸
緑の拠点：愛・地球博記念公園（モリコロパーク）拠点、長久手古戦場駅周辺拠点、公園西駅周辺拠点、
- ・ 都市機能集積拠点及び里山拠点・みどりの量の拡大のみならず、今後は更なる積極的な維持・管理に取り組み、緑の質を高めていきます。
- ・ 豊かな自然環境を形成している東部の田園・丘陵地の保全・活用を目指します。
- ・ 市民が主体となる緑のまちづくりを目指します。
- ・ 市民協働プロジェクト等を展開し、次世代に継承できる「持続可能な里山」を目指します。
- ・ 土取り条例の適切な運用し、みどりの育成及び保全を図ると共に市民の安全や生活環境を保全します。

2 施策の基本方針

基本目標を効率的に実現するための施策として「みどりの推進」・「みどりの保全」・「みどりの啓蒙」の3項目に体系化し、各施策を推進していきます。

(1) みどりの推進

潤いのある市街地の形成を目指した新たな緑の創出が求められており、公共施設や民間施設の緑化の充実・拡大、宅地の緑化促進などを進めます。

緑の軸として期待されている香流川については、適正な管理だけでなく、市民が親しめる河川として、愛知県や地域住民と協力し河川沿いへ積極的に植樹を行います。また、主要地方道名古屋長久手線及び県道岩作諸輪線については、あいち森と緑づくり都市緑化推進事業を活用した街路樹の再整備を行い美しい並木道を創出しました。今後は、緑の軸として期待されるグリーンロードの街路樹の再整備を愛知県に要望をしていきます。

市民が誇れる緑やジブリパークの開園に伴う市内外からの来訪者をもてなす緑の充実を目指します。

- ・ 緑の軸及び緑の拠点の効率的な整備を推進します。
- ・ 緑のネットワークの形成に努めます。
- ・ 潤いのある市街地の形成に努めます。

- ・河川の緑化推進と親水性の向上に努めます。

(2) みどりの保全

西部の市街地においては土地区画整理事業によって一定の緑が創出されましたが、長い年月が経過しているため、今後は更に積極的な維持・管理に取り組む必要があります。その際、市民と行政が積極的に協働し、質の高いみどりを目指します。

豊かな自然環境を形成している東部の田園・丘陵地の保全・活用を図ります。また、里山プランに定められている4地区の里山エリアについて、積極的に保全・活用を図り、その中の生態系保護エリアを中心に生物多様性を維持する湿地などの環境を保全します。また、河川やため池など貴重な水資源に関わる自然環境や、都市に彩りを与えている農地の保全を図ります。

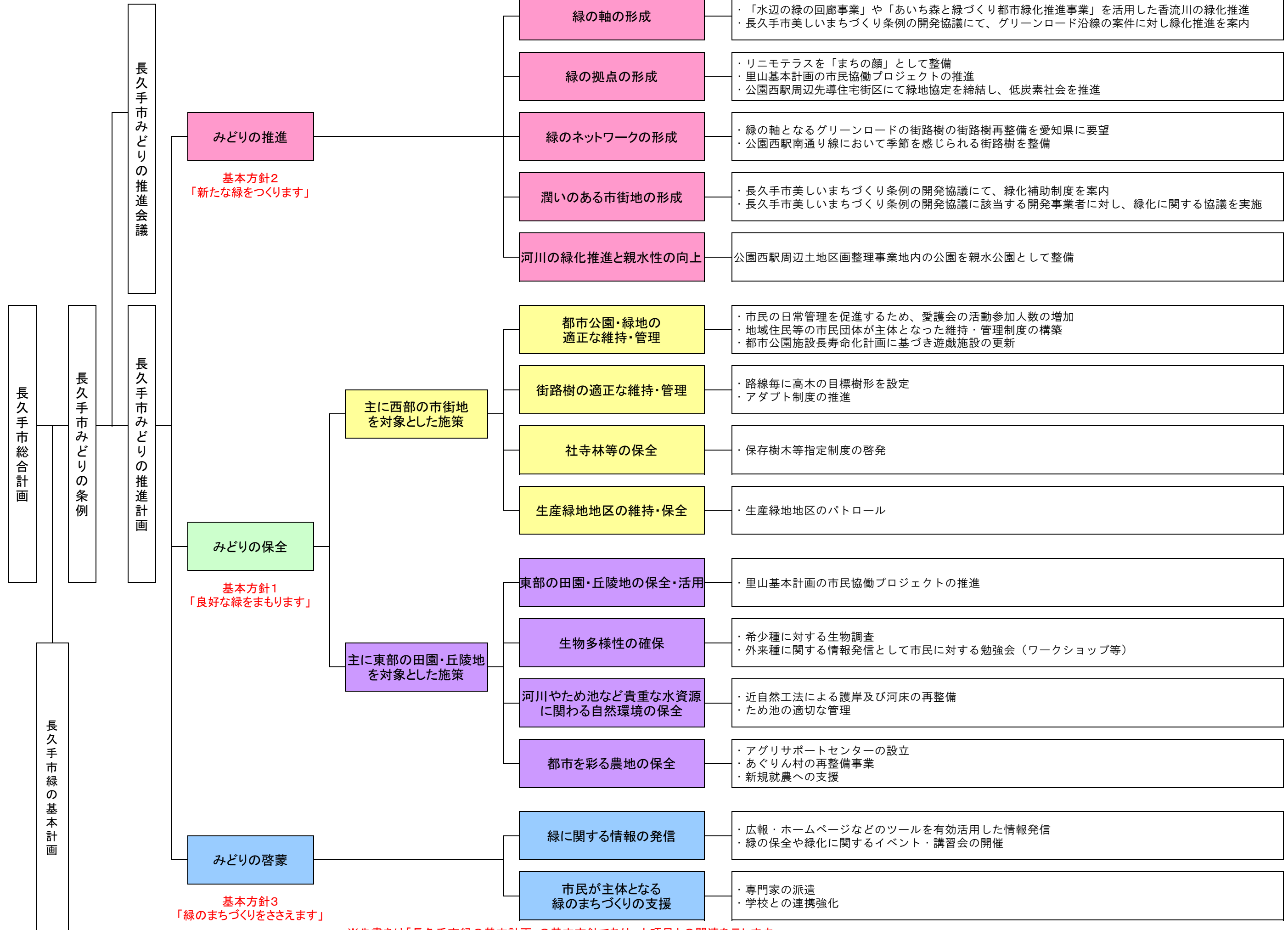
- ・都市公園・緑地を適正に維持・管理します。
- ・街路樹を適正に維持・管理します。
- ・社寺林等の保全に努めます。
- ・生産緑地地区の維持・保全に努めます。
- ・東部の田園・丘陵地の保全・活用に努めます。
- ・生物多様性の確保に努めます。
- ・河川やため池などの貴重な水資源に関わる自然環境の保全に努めます。
- ・都市を彩る農地の保全

(3) みどりの啓蒙

長久手市みんなで作るまち条例の理念に基づき、市民が主体的に行動するみどりのまちづくりを目指しており、市民、学生及び企業との協働が強く求められています。そのため、まず広報・ホームページなどのツールを有効に活用し、緑に関する施策記事やみどりに関わる市民のインタビュー記事等を積極的に発信します。また、市民がみどりに触れ合える機会を増やすため、ハンギングバスケット講習会、たねダンゴ体験講習会及び花植え体験講習会等を開催し、楽しみながら理解を深める場を提供します。

市民が気軽に緑のまちづくりに取り組むための仕組みづくりも重要となります。そのためには、緑のまちづくりの人材育成や地域の取り組みへの専門家の派遣など、行政がバックアップすることにより市民が主体となった緑のまちづくりを支えます。

- ・緑に関する情報の発信に努めます。
- ・市民が主体となる緑のまちづくり支援を推進します。



※朱書きは「長久手市緑の基本計画」の基本方針であり、大項目との関連を示します。

(案)

第34次長久手市みどりの推進計画

第1節 計画策定の基本方針

1 計画の趣旨

~~長久手市は、みどり豊かな尾張東部丘陵地にあり、森林、水辺地、農地などの優れた自然環境が人々の心に潤いとやすらぎを与えています。~~

~~また、市内には古戦場を始め、先人から受け継いだ有形・無形の文化遺産が数多くあり、新しい文化施設などと一体となって長久手独自のゆとりある文化的環境を創り出しています。みどりにあふれ、高いレベルの文化環境の中での暮らしは、人々の心に新たな潤いとゆとりを与え、豊かな人間性を産み出しています。~~

長久手市は、西部の市街地、東部の田園・丘陵地、東西に流れる香流川という特徴的な骨格構造を有しています。

西部の市街地については、土地区画整理事業によって創出された緑が市民の生活に潤いを与えており、東部の田園・丘陵地については、山林、農地、河川、ため池及び湿地などの優れた自然環境が多く残っており、多様な生物が生息しております。香流川の遊歩道や並木を気に入っている市民も多く、貴重な財産の1つと言えます。

また、本市の市境は東部丘陵の山並み（スカイライン）等で囲われているため、市内からの眺望はほぼ長久手市の風景という特徴も有しています。

しかしながら、都市化の進展という大きな流れの中で、これまでに市街地を始めとして多くのみどりが失われてきました。今後も宅地開発等により、さらにみどりが減少することが予想される中で、東部丘陵の山並み（スカイライン）の保全や都市的利用と自然環境の共存を図ることが重要となってきています。

その一方で、人々の価値観が多様化し、みどりや水辺など自然への関心の高まりとともに、自由時間の増大に伴って、多様なレクリエーションの場としてみどりが重要となってきています。

~~近年、民間開発による宅地整備、土地区画整理事業の施行及び里山・農地の荒廃化等土地利用の変化が見受けられます。そこで、第5次長久手市総合計画、みどりの条例、都市計画マスタープラン、緑の基本計画及び平成27年度に策定した長久手市里山プランに基づき、官民一体となって快適な生活環境を創造することを目指し、里山の保全・活用の取組みを進めるため、みどりの推進計画を改訂することとしました。~~

本計画の上位計画の1つである長久手市緑の基本計画（以下、「基本計画」という。）については、市街化の進展や人口の増加に伴う本市の状況変化、都市緑地法・都市公園法などの関連法令の改正、国際目標である持続可能な開発目標（SDGs）等の社会情勢の変化を捉え、令和2年3月に改定を行いました。

長久手市みどりの推進計画は、長久手市みどりの条例の目的を達成するため、第6次長久手市総合計画（ながくて未来図）、基本計画、長久手市都市計画マスタープラン及び長久手市里山プラン等の関連計画との整合を図りつつ、市街地の緑を創出・育成し、作物を生産し季節の移ろいを伝えてくれる農地、身近な自然を提供し多様な生物が生息する丘陵地の豊かな緑の保全を図るための、緑化の推進するために関する計画です。

※ 本計画での「みどり」とは長久手市緑の基本計画みどりの条例で定義する緑→「みどり」及び

基本計画で定義する「緑地」~~緑地を含めた全て~~を指すものとします。

2 計画の性格

この計画は、~~総合計画やみどりの条例、緑の基本計画及び長久手市里出プランを踏まえた、長久手市におけるみどりに関する推進計画~~本市のみどりの育成及び適切な保全を図るため、緑化の推進に関する総合的な計画としての性格を持っています。

- ・長久手のみどりの条例（平成8年4月1日条例第10号）に基づき、みどりあふれる潤いとやすらぎのあるまちづくりを実現するため、みどりの推進を図る計画です。
- ・市が行う緑化施策を総合化して体系化を図り、効率的な事業の実施を推進する計画です。
- ・「みどりの推進・みどりの保全・みどりの啓蒙」について、市が目指す方向と目標を示すことにより、行政・市民及び事業者の積極的な参加と協力を求める計画です。

3 計画の対象地域

この計画の対象地域は本市全域とします。

4 計画の期間

この計画は概ね~~平成30~~2030年度を見据えて策定することとします。

ただし、計画の確実性を期する意味で、個々の施策の内容に変更が生じた場合については、この計画を見直します。

5 実施計画の策定

~~この計画を基に毎年度実施計画を策定し、各事業を実施していきます。~~

基本計画の進捗管理として策定した施策評価シートと本計画の実施計画が同じ意味合いを持つので、これを活用した進捗管理を行い点検・評価を実施します。本計画の中間年次である2024年度には、みどりの推進会議にて進捗状況の報告を行い、後期の事業実施に向けて事業の精査を行います。

6 みどりの役割

みどりには、生物多様性の保全や地球温暖化の防止等の環境保全機能、市街地の背景等の景観形成機能、多様化する余暇活動や自然とのふれあい等のレクリエーション機能あるいは災害防止や避難地等の防災機能をはじめとする多面的な役割はもとより、人々に潤いとやすらぎを与えるといった重要な機能があります。さらに、~~近年はより快適で個性的な憩いの空間を創造するために、みどりの価値はますます高まっています。~~近年都市緑地法・都市公園法などの関連法令の改正が行われており、利用者のニーズをふまえた機能拡充や民間の力を借りた新たな管理の方向性などが示され

ています。

自然環境を守る、人の役に立つ、市民生活を守る、地域を良くするなど、様々なみどりの役割を十分にふまえた上で、必要とされる緑の保全・活用を推進していく必要があります。

7 SDGs

「SDGs (エスディーズ)」とは、「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称であり、2015 (平成 27) 年国連サミットで採択された 2016 (平成 28) 年から 2030 (令和 12) 年までの国際目標です。

我が国においては、8つの優先課題と具体的施策が定められ、各地方自治体の積極的な推進が求められており、本市においては第6次長久手市総合計画 (ながくて未来図) で「地球にやさしい持続可能な社会の構築」として取組の方向性が示されております。

本計画で生物多様性の保全、環境配慮型まちづくりの促進及びみどりの育成・保全等に取り組むことで、17の国際目標のうち「⑦エネルギー」をはじめ、「⑪都市」、「⑬気候変動」及び「⑮陸上資源」など多くの国際目標の達成に寄与します。

【SDGs の 17 の国際目標】



ロゴ：国連広報センター作成

第2節 みどりの現況と課題

1 みどりの現況

本市の面積は約 21.55 km²で、みどりにについては東部丘陵地域及び岩作御嶽山を中心とした地域において、まだ多くの緑地が残されています。しかし、本市の西部を中心とした地域においては、**宅地開発土地区画整理事業が行われ、東部丘陵地においても大規模な土取り・埋立て行為が行われ、貴重な自然が次々と失われつつあります。東部においては、大規模な土取り・埋立て行為や宅地開発が行われ、貴重な自然が失われてきました。**

一方、本市行政では都市公園が整備され、地区公園 1 ヶ所・近隣公園 5 ヶ所・特殊公園 1 ヶ所・街区公園 ~~334~~ 1 ヶ所の合計 ~~404~~ 8 公園を開設しています。**また、せせらぎの径、香流川緑地などの都市計画緑地、緑道については、7 緑地、緑道を開設しています。また、せせらぎの径などの緑道については 3 緑道、香流川緑地などの都市緑地については 4 緑地を開設しています。**長久手市美しいまちづくり条例により緑地を担保させるなど都市内緑地の推進に努めています。**また、現在施行中の土地区画整理事業においても各種法令に基づき公園・緑地面積を確保しており、また、現**

在施行中の公園西駅周辺土地区画整理事業及び長久手中央土地区画整理事業で創出される公園・緑地の面積については、法令基準を大幅に上回る事業計画となっております。特に公園西駅周辺土地区画整理事業においては、市のリーディング事業であると共に、環境配慮型まちづくりを推奨していることから、積極的に公園・緑地を創出していきます。公園西駅周辺地区先導住宅街区において、地区計画等の区域による緑化率の最低限度20%を設けると共に緑地協定を締結しました。また、長湫南部土地区画整理事業においては、名古屋市との境界にある猪高緑地と合わせて緑地を保全することで、法令基準の2倍相当である約9.4haの公園・緑地を確保しました。

個人や事業者の所有・使用している土地についても、生垣設置、あいち森と緑づくり事業、屋上・壁面緑化事業等の補助制度の実施及び緑化木配布事業等が制度化されており、一定の利用がされています。

2 みどりの課題

本市の東部丘陵地は、愛・地球博記念公園をはじめとして、大学等や県農業総合試験場などの公共施設があります。さらに、岩作御嶽山を中心とした地域には、森林や農地が多く残されていることから、比較的的自然環境に恵まれた魅力ある地域づくりを展開していくことが可能な地域といえます。

長久手市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例（以下、「土取り条例」という。）において、土取り・埋立て行為に対して、行為後の緑地回復及び開発行為内の土壌調査・水質検査等を義務づけています。しかしながら、事業者の違法な開発が存在している現状もあるため、違法な開発を未然に阻止するため、市のパトロール体制を強化すると共に、積極的に情報収集を行い、地域住民と一体となり状況改善違法な開発の根絶を目指します。また、土取り条例の制定から約10年が経過し、現状の開発行為と土取り条例の規制内容に違いが生じてきたため、適切な土取り条例の運用を行う必要があります。

また、平成27(2015)年度に策定した長久手市里山プランにおいて、長久手市の里山の将来構想を示すと共に、試行エリアとして位置づけられている平成こども塾周辺の木望の森においては、あいち森と緑づくり事業を活用し、里山林健全化整備事業として竹林の間伐整備を行いました。以降当該エリアについては、森林所有者、地域住民及び市が一体となった里山の利活用を目指して、市民活動団体に里山整備の作業を委託しております。今後は、試行も当該エリアを中心に事業を展開していきます。が、都市緑地法等による里山・農地保全策の検討、将来的な市民主体の里山保全・利活用の手法等が課題としてあげられます。長久手市里山プランのアクションプラン（実行計画）として、2018年度に策定した長久手市里山基本計画に基づく市民協働プロジェクトの活性化等に取り組む必要があります。

一既存の市街化区域の多くは都市化の進展により、これまでに多くのみどりが失われてきました。現在リニモを軸とした都市づくりをすすめている中で、民間開発の実施に伴い、森林や農地の減少が進んでいます。このため、都市化により失われつつある自然環境の保全と、公園・緑地の整備や道路・河川・ため池等における緑と水辺空間、街路樹によるネットワーク、民有地緑化等によるみどりの質と量の向上をさらに進めていくことで市街地の環境負荷を低減していくことが課題です。

近年、CO₂の増加に伴う地球温暖化の影響から猛暑日が増え、快適な市民生活が脅かされつつあります。樹木については、CO₂を吸収（固定）する役割もあるので、CO₂削減対策としても積極的に緑化の推進や保全を進めていく必要があります。

本市の人口は、本計画の計画期間を超える2035年まで増加すると推計されており、宅地の拡大が見込まれている中で、公園整備や道路緑化は期待されますが、今後も周辺の自然との調和を図

りつつ、人口増加を踏まえた緑あふれる潤いのあるまちづくりに取り組む必要があります。

本市は、西部の市街地、東部の丘陵地、東西に流れる香流川という特徴的な骨格構造を有しており、香流川については、その位置や全長から「緑の軸」となることが期待され、水質保全、近自然工法による護岸改修及び親水化などとともに、散策路やサイクリングロードの整備、周辺緑地とのネットワークの形成及び河川敷への植樹など様々な整備を進めることが必要となっており、基本的な骨格構造の形成が課題となります。

第3節 みどりの推進目標と施策の基本方針

1 みどりの推進目標

~~ゆとりあるみどりの長久手市の実現を目指し、目標年次に向けて達成すべき基本目標を次のとおり設定します。この目標は長久手市の自ら達成すべき行政目標であるとともに、市民等の積極的な参加と協力を求めながら、みどりの10倍化を理念として、みどりの再生を図るための共通指針とします。~~

本市の自然環境の保全・活用と緑の創出は、主として西部市街地の緑化推進と、東部田園・丘陵地の緑の保全が基本となり、目標年次に向けて達成すべき基本目標を次のとおり設定します。この目標は長久手市自ら達成すべき行政目標であるとともに、市民が主体となった緑のまちづくりを目指しているため、これらを支える仕組みづくりも充実させ、「市民、NPO、企業等」と「行政」が一体となり緑化事業を推進します。

その基本目標として、次の目標を設定し~~最大限の努力を~~事業を推進します。

- 公共施設・民間施設~~など~~の緑化~~を~~の充実・拡大、宅地の緑化促進などを進めます~~積極的に推進します。~~
- 都市公園の整備拡充を図ります。~~現在においては、みどりの~~基本計画の目標水準である都市計画区域内人口1人当り都市公園面積~~9,2436.1㎡については達成しております~~の早期達成を目指します。※愛・地球博記念公園（モリコロパーク）を含む

~~→公共施設を中心に整備を図り、みどりと水辺のネットワークの形成を目指します。~~

- 基本計画に基づき「緑の軸」、「緑の拠点」の整備を推進し、緑のネットワークの形成を図ります。

※緑の軸：香流川軸及びグリーンロード軸

緑の拠点：愛・地球博記念公園（モリコロパーク）拠点、長久手古戦場駅周辺拠点、公園西駅周辺拠点、

- 都市機能集積拠点及び里山拠点

- みどりの量の拡大のみならず、~~優れた都市景観を創造するなど、住民ニーズに配慮しながら、みどりの質の向上を~~目指します。今後は更なる積極的な維持・管理に取り組み、

緑の質を高めていきます。~~森林・農地としてのみどりは、都市的土地利用等との調和を図りつつ、保全し活用し~~ていきます。

- 豊かな自然環境を形成している東部の田園・丘陵地の保全・活用を目指します。~~→市民のみどりに対する理解・認識を~~一層深めるための住民参加による施策を推進します

- 市民が主体となる緑のまちづくりを目指します。~~→東部丘陵地における森林の保全を目指します。~~
- 市民協働プロジェクト等を展開し、次世代に継承できる「持続可能な里山」を目指します。

- ・土取り条例の適切な運用し、みどりの育成及び保全を図ると共に市民の安全や生活環境を保全します。

2 施策の基本方針

基本目標を効率的に実現するための施策として「みどりの推進」・「みどりの保全」・「みどりの啓蒙」の3項目に体系化し、各施策を推進していきます。

(1) みどりの推進

~~潤いのある快適な生活環境を創造するためには、みどりの量の拡大と質の向上を図ることが求められています。このため、公園・緑地等を整備することによるみどりの拠点づくりをはじめ、みどりと水辺のネットワーク形成や公共施設等の緑化を推進するとともに、住宅・工場・事業所等の民間施設においても緑化の推進に努めることが必要です。~~

潤いのある市街地の形成を目指した新たな緑の創出が求められており、公共施設や民間施設の緑化の充実・拡大、宅地の緑化促進などを進めます。

緑の軸として期待されている香流川については、適正な管理だけでなく、市民が親しめる河川として、愛知県や地域住民と協力し河川沿いへ積極的に植樹を行います。また、主要地方道名古屋長久手線及び県道岩作諸輪線については、あいち森と緑づくり都市緑化推進事業を活用した街路樹の再整備を行い美しい並木道を創出しました。今後は、緑の軸として期待されるグリーンロードの街路樹の再整備を愛知県に要望をしていきます。

市民が誇れる緑やジブリパークの開園に伴う市内外からの来訪者をもてなす緑の充実を目指します。

- ~~→公園・緑地等の整備を推進します。~~
- ~~→道路等の緑化整備を推進します。~~
- ~~→河川・水路・ため池の水辺の緑化整備を推進します。~~
- ~~→自然とのふれあいの場を整備推進します。~~
- ~~→公共施設等の緑化を推進します。~~
- ~~→民間住宅の緑化を推進します。~~
- ~~→工場・事業所等の緑化を推進します。~~
- ~~→都市緑化基金等の活用により、緑化を推進します。~~

~~→緑化協定等による緑化を推進します。~~

- ・緑の軸及び緑の拠点の効率的な整備を推進します。
- ・緑のネットワークの形成に努めます。
- ・潤いのある市街地の形成に努めます。
- ・河川の緑化推進と親水性の向上に努めます。

(2) みどりの保全

~~生物多様性とみどり豊かな生活環境を将来にわたって確保するためには、新たにみどりの再生を図るとともに、市の土地利用にあたって、現在ある森林の適切な保全と、調和のとれた都市づくりを推進することが必要です。~~

※~~自然環境の保全や修復にあたっては、外来種及び本来その地に生息・生育していない種（移入種）の持ち込みの抑制や効果的な駆除方法の検討を図るなど、地域の生態系に対する過度に大~~

為的な改変を防ぐとともに、生物多様性の保全に配慮する。(長久手市緑の基本計画P33抜粋)
西部の市街地においては土地区画整理事業によって一定の緑が創出されましたが、長い年月が経過しているため、今後は更に積極的な維持・管理に取り組む必要があります。その際、市民と行政が積極的に協働し、質の高いみどりを目指します。

豊かな自然環境を形成している東部の田園・丘陵地の保全・活用を図ります。また、里山プランに定められている4地区の里山エリアについて、積極的に保全・活用を図り、その中の生態系保護エリアを中心に生物多様性を維持する湿地などの環境を保全します。また、河川やため池など貴重な水資源に関わる自然環境や、都市に彩りを与えている農地の保全を図ります。

→開発行為等における緑化推進に努めます。

→緑地の保全や整備に努めます。

→農地の適切な保全と活用に努めます。

→森林の適切な整備保全に努めます。

→生態系の保全に努めます。

- ・都市公園・緑地を適正に維持・管理します。
- ・街路樹を適正に維持・管理します。
- ・社寺林等の保全に努めます。
- ・生産緑地地区の維持・保全に努めます。
- ・東部の田園・丘陵地の保全・活用に努めます。
- ・生物多様性の確保に努めます。
- ・河川やため池などの貴重な水資源に関わる自然環境の保全に努めます。
- ・都市を彩る農地の保全

(3) みどりの啓蒙

→みどりの推進と保全を図るためには、市民の理解と協力を得ることは当然のことですが、住民参加と緑化意識の高揚を図っていく必要があります。このため、みどりの重要性等についての普及啓発活動を充実させるとともに、緑化推進体制の充実に努める必要があります。

長久手市みんなで作るまち条例の理念に基づき、市民が主体的に行動するみどりのまちづくりを目指しており、市民、学生及び企業との協働が強く求められています。そのため、まず広報・ホームページなどのツールを有効に活用し、緑に関する施策記事やみどりに関わる市民のインタビュー記事等を積極的に発信します。また、市民がみどりに触れ合える機会を増やすため、ハンギングバスケット講習会、たねダンゴ体験講習会及び花植え体験講習会等を開催し、楽しみながら理解を深める場を提供します。

市民が気軽に緑のまちづくりに取り組むための仕組みづくりも重要となります。そのためには、緑のまちづくりの人材育成や地域の取り組みへの専門家の派遣など、行政がバックアップすることにより市民が主体となった緑のまちづくりを支えます。

→みどりの普及啓発に努めます。

→みどりの教育の推進に努めます。

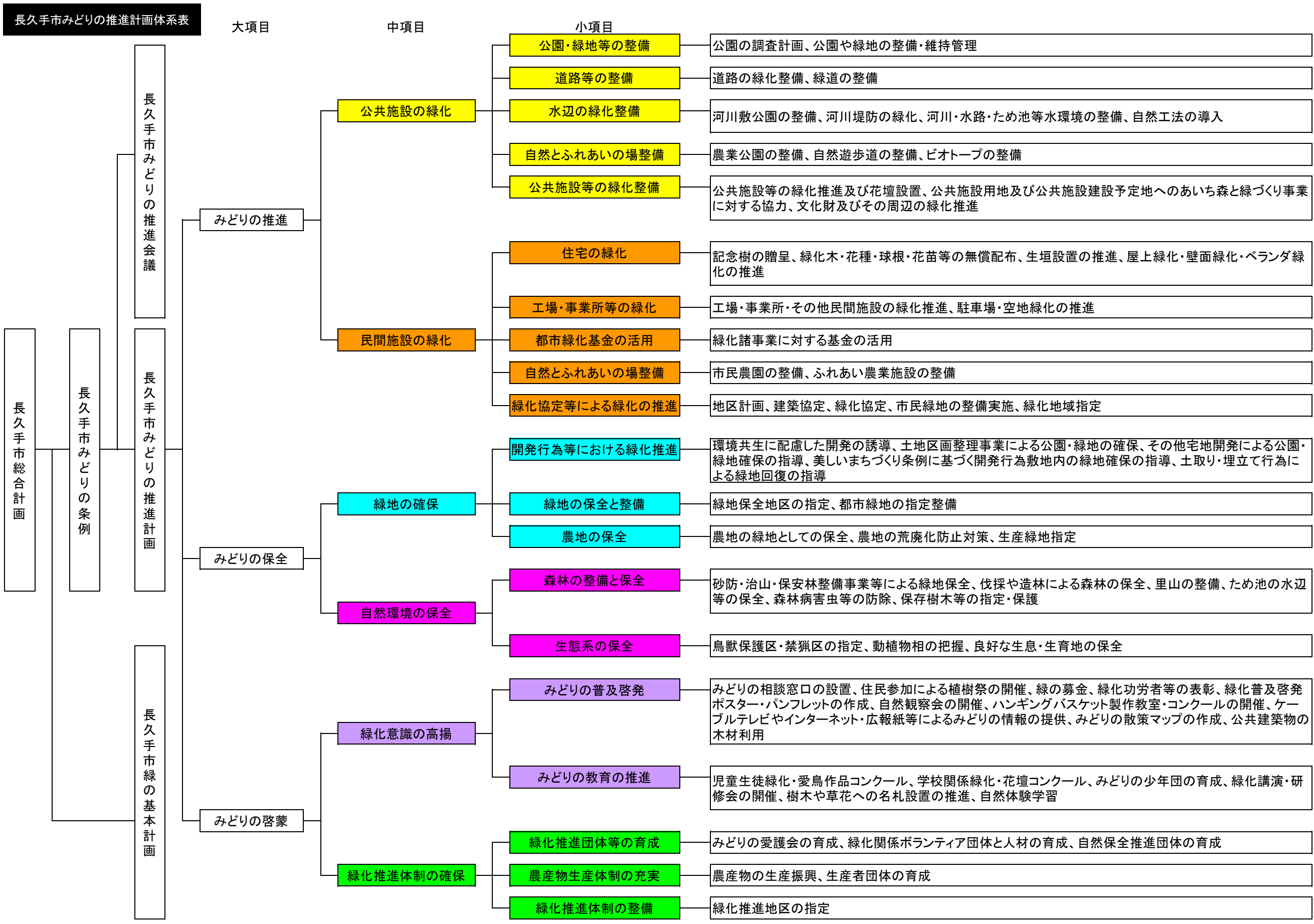
→緑化推進団体・みどりの保全推進団体等の育成に努めます。

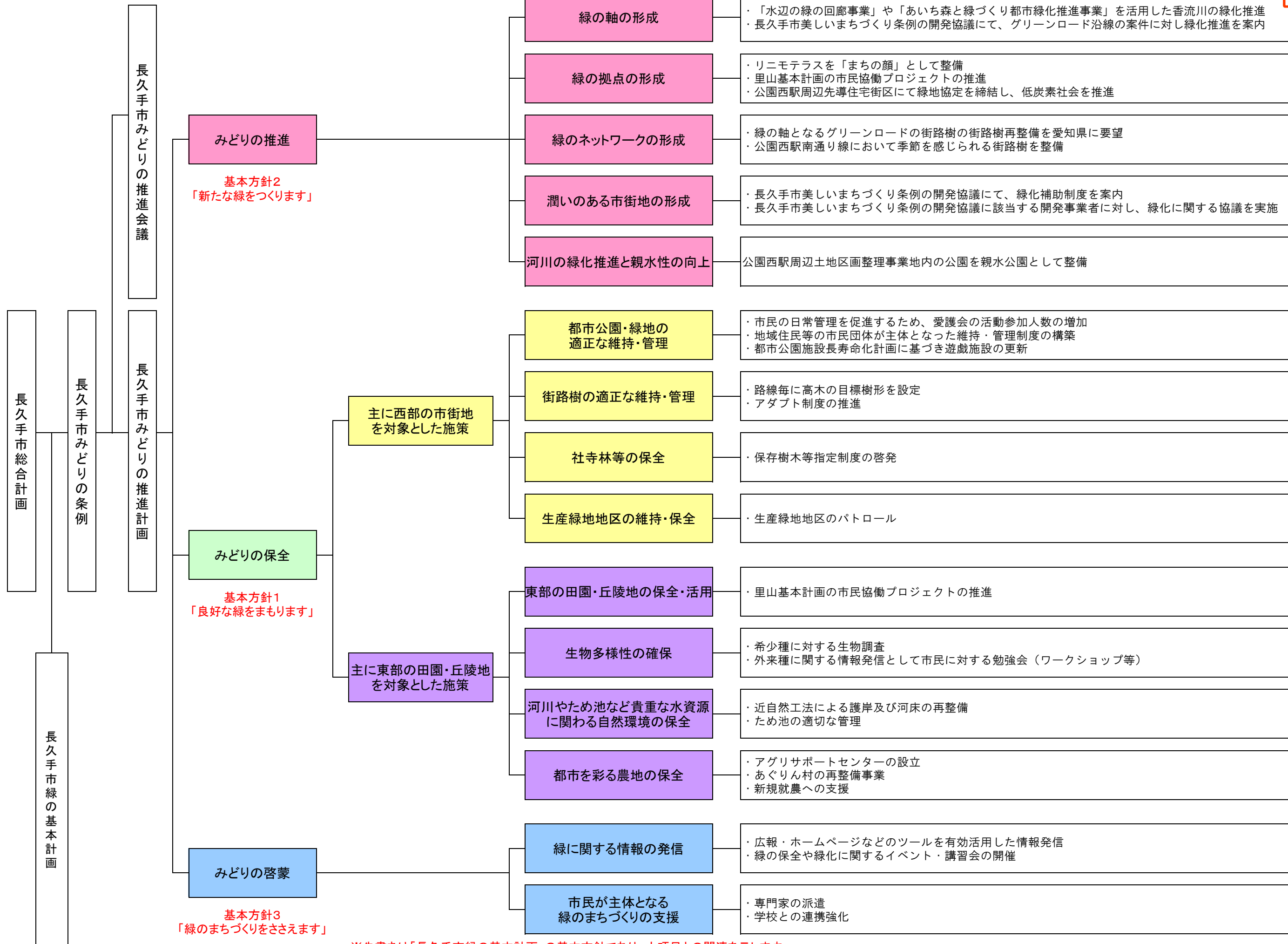
→農産物の生産体制の充実に努めます。

→緑化推進体制の整備に努めます。

・緑に関する情報の発信に努めます。

- ・市民が主体となる緑のまちづくり支援を推進します。





※朱書きは「長久手市緑の基本計画」の基本方針であり、大項目との関連を示します。